1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等								
道路	त्र कंद्रसा	# # 41 T	·	前	幅員	延長	<i>t</i> ++: - 1 √	
の種 類	路線名	区域変更	する区間	後	(メートル)	(メートル)	備考	
					4.0			
		上益城郡甲佐町大字上	早川字森ノ本	前	~	157.8		
一般	稲 生 野		4371番 地先から		19.7		緊 道 整	
県道	甲佐線	同 所 同	字		17.0		(防災)	
			4356番3地先まで	後	~	158.0		
					25.4			

2 区域変更する期日 平成15年7月23日

熊本県告示第 789 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 7 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供	用開	始す	する区	間	延 長 (メートル)	備考
	有明倉岳線	天草郡松島	·町大字教					
主要地方道		同 所	同	字	2968 番	₹5地先から	179.7	単道改
					2956 番	3 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 15 年 7 月 23 日

熊本県告示第790号

過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 14 条第 1 項の規定に基づく五和町道の改良工事を次のとおり開始するので、同法施行令(平成 12 年政令第 175 号)第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 15 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 工事を開始する路線名、工事区間及び延長

	路	線	名				エ	事	区	間	延 長 (メートル)
	天草郡五和町大字城木場字榮河内										
五	和	İ	町	道						2796番1地先から	520.0
五	和	中	央	線	同	所	字早洞	[内			520.0
										2877番1地先まで	

2 工事を開始する期日 平成15年7月23日

熊本県告示第 791 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨旭志村長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

なお、平成 15 年 4 月 11 日熊本県告示第 415 号 (字の区域の変更) は、廃止する。 平成 15 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子